# 平成28年度第4回教育委員会定例会 会議録

◆ 開催年月日 平成28年7月12日(火) 16時05分開会 17時15分閉会

◇ 開催の場所 教育委員会室

## ◇ 出席者

教育長杉元 羊一委員(職務代理者)津曲 貞利委員 髙島 まり子委員桃木野 聡委員 立元 千帆

# ◇ 説明のため出席した者の職氏名

星野 泰啓 管理部長 教育部長 藤田 芳昭 施設課長 総務課長 橋口 訓彦 間世田 敏 文化財課長 川原 祐明 美術館副館長 山西 健夫 図書館副館長 馬立 由紀 学務課長 中﨑 新一郎 学校教育課長 谷口 幸一郎 保健体育課長 春田 浩志 国体準備室長 遠藤章 青少年課長 山下 敦宏 生涯学習課長 大堂 洋 少年自然の家所長 永吉 眞一 中央学校給食センター所長 宮里 弘見

# ◇ 書記

総務課主幹 土屋 幹雄 総務課主査 久家 加奈子

# ◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案

定第19号議案 代決処分の承認を求める件 [鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について]

- 6 報告事項
  - (1) 平成28年度教育委員会活動の点検・評価二次評価の実施について
  - (2) 鹿児島市学校規模適正化検討委員会の設置及び今後の推進計画について
  - (3) 中学校の保健分野の授業時間数に関する調査報告について
  - (4) 鹿児島市出身のリオデジャネイロオリンピック日本代表選手について
  - (5) 市議会関係の審議結果等について
  - (6) 教育委員会関係の主な行事について

# 7 協議事項

- (1) 鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会について
- (2) その他
- 8 その他
- 9 閉 会

## ◇ 会議要旨

#### 1 開会

教育長 それではただいまから、平成28年度第4回教育委員会定例会を開会いたします

#### 2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

#### 3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。本日の会議録署名委員は、 津曲委員と桃木野委員をご指名いたします。

# 4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第19号議案は人事・ 人選に関する案件でありますので、教育委員会会議規則第10条により、非公 開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

#### 5 議 案

定第19号議案 代決処分の承認を求める件 〔鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕 原案可決

【本議案は非公開】

 $\sim$   $\sim$   $\sim$   $\sim$   $\sim$   $\sim$   $\sim$   $\sim$   $\sim$ 

## 6 報告事項

(1) 平成28年度教育委員会活動の点検・評価二次評価の実施について

教育長 次に、報告事項(1)について、説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料(1)「平成28年度教育委員会活動の点検・評価 二次評価の実施について」、ご説明いたします。1の根拠ですが、教育委員会活動の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定められており、教育委員会は毎年、教育に関する事務について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出・公表することとなっております。この点検・評価において、教育委員の皆さまによる二次評価を10月にお願いいたしますことから、事前にその概要について報告させていただくものでございます。2の教育

振興基本計画と点検・評価ですが、点検・評価が必要な「教育に関する事務」 については、計画に掲げる施策及び関連事業をその対象として評価を実施する こととしております。表をご覧ください。現在の計画期間が33年度までにな っていますことから、28から31年度までの4年間で101ある事業全体を、 4つに分けて評価を行います。32年度には全体の施策評価を実施し、これを 踏まえ、33年度に次期計画の策定を行う予定としております。具体的には次 ページA3の資料をご覧ください。左側上のほう、(1)から(5)が施策の方向 性で、それぞれに39の施策があります。その下に各年度の評価対象事業数を 記載しておりますが、28年度は網掛けをしてあります「(3)」と「(4)」に 関連する21事業を評価対象としております。資料右側の白い部分が具体的な 事業になります。 1 枚目の資料に戻っていただきまして、4 のスケジュールで すが、現在、一次評価として、事務局による評価を行ったところでございます。 この後、8月に教育行政評価会議を開催し外部評価委員からの意見を聴取いた します。外部委員は5人で、参考として下の表にお名前を記載しております。 10月に二次評価として、半日ほどお時間いただいて、教育委員の皆さまに最 終評価をしていただき、評価後、同月の定例会で議決、11月に議会へ報告し、 ホームページ等による公表を予定しております。具体的な日程につきましては、 後日、改めて調整させていただきたいと思っております。以上でございます。 よろしくお願いします。

教育長 法に基づく事業である点検評価に関して、スケジュールに則って、21の事業の評価を進めていきたいという説明でございました。委員の皆様からこの件に関しまして、ご質問やご意見等がございましたら、お願いいたします。 (なしの声あり)

#### (2) 鹿児島市学校規模適正化検討委員会の設置及び今後の推進計画について

教育長 次に、報告事項(2)について、説明をお願いします。

事務局 報告事項(2)でございます。鹿児島市学校規模適正化検討委員会の設置及び今後の推進計画について報告いたします。学校規模の適正化につきましては、鹿児島市教育振興基本計画において、本市における学校の適正規模、適正配置等について調査研究することとしております。また、文部科学省から平成27年3月に公表されました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」がございます。参考資料として、裏面に概要を示してございますが、この手引きにおいて、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとされていることなどから、今年度、鹿児島市学校規模適正化検討委員会を設置し、本市における学校規模の適正化や適正配置等について、検討していただくものでございます。期間は平成28年度から2年間を予定しており、この間8回の委員会を開催する予定です。内容としまして、1年目は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等をもとにして、よりよい教

育環境の整備に向けた学校規模の適正化や適正配置等について検討していただ きます。2年目は、鹿児島市における適正な学校規模、適正な配置等に係る課 題やその解決のための手法等について提言をまとめていただくこととしており ます。その後、提言を受けまして、市教委として基本方針案を作成し、パブリ ックコメントを実施したうえで、29年度中に基本方針を決定したいと考えて いるところでございます。委員は、学識経験者としまして鹿児島大学副学長の 武隈晃先生、鹿児島純心女子大学餅原尚子教授にお願いしております。なお、 お二人には、委員長、副委員長をお願いする予定です。保護者代表は、鹿児島 市PTA連合会からご推薦をいただき、太田敬介さん、栫和嗣さん、お二人に お願いしております。地域代表としましては、県青年会館艸舎事務局長の池水 聖子さん、市あいご会連合会常任理事の森田眞一さん、校区コミュニティ協議 会から原田美鈴さんをお願いしております。最後に学校代表として、小規模校・ 中規模校の経験があり、在職中に学校統合に携わった経験のある中田眞弓春山 小校長、畑中清和谷山北中校長をお願いしております。裏面に関しましては、 文部科学省が作成いたしました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に 関する手引」の要旨を掲載してございます。1の基本的な考えといたしまして、 学校適正化の検討は、児童生徒の教育条件をよりよくする目的で行うべきもの であるとされております。そのほかの項目といたしましては、学校の小規模化 の影響や、それに伴う学校運営上の課題や児童生徒への影響。3の通学距離、 通学時間の問題、4の学校統合を検討する場合の留意事項等が示されておりま す。今後この手引き等も踏まえながら、学校規模適正化検討委員会での協議を 進めていきたいと思います。なお、その過程で委員の皆様にもご報告をさせて いただきたいと思います。以上ご報告いたします。

教育長 この件に関しまして、委員の皆様から、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。この国の手引きの位置づけは、現状、市町村でしっかりと対応せよ、小規模校を残しても統合してもいいという方向です。国は12学級から18学級という標準学級数というのは示していますが、そのうえにこういった手引きがきました。手引きには、対応の期限が示されているのでしょうか。

事務局 示されていません。

教育長 なんらか動きなさいという趣旨の方策の手引きとなっておりまして、これに 応じまして、今回このような委員会を設立しているという経緯がございます。

委員 学校規模の12から18学級というのは、総数という概念でよろしいでしょうか。

教育長 そうです。

委員 では、小学校においては、概ね2クラスで、中学校では、概ね4クラスということですね。なかなかハードルが高いですね。特に中学校区というのが地域においては重要なコミュニティと言われていますから学級数とかだけではない 観点・視点がどうしても必要になりますよね。

教育長 本市でも、小学校で4人という学校から、1,300人を超える学校まであり、中学校レベルでも小学校レベルでもかなり差が出ています。県内では小規

模校を残すことを前提に出水市では交流学習を活発化したり、南さつま市では小中一貫教育から義務教育学校に移行したりするという動きもあります。

- 委員 市内で小中一貫を目指している、あるいは小中一貫を考えざるを得ないよう な地域があるのでしょうか。
- 教育長 それを含めて委員会では全国の動き、あるいは県内の動き等を資料提供しながら、国の手引きに基づいて委員の皆さんに、まずはフリートーキングしていただき、2年目に向けて色々な例示をしていきます。最終的には30年度以降に「協議対象地域」というのが示してありますが、そういう地域が生じてくるならば細やかなメンバーで検討していくというストーリーを描いているところです。
- 委員 2年間かけて30年度に向けて委員会で準備をされていくということです よね。かなり色々と学校や地域、地域の活性化のことも含めてデータが必要に なると思いますが、事務局も準備が大変ですよね。
- 事務局 8回ほど計画しておりますが、最初は文科省の手引きの内容を理解していただき、人口推移、県・市の大規模、小規模校の現状、統廃合を行っている市町村の状況、通学区域の問題、学校と地域の関わり、地域の実情等についての情報を整理しながら委員にお示ししたいと考えています。
- 教育長 手引きの3にありますが、文科省は「適正配置」という言葉を使っています。 これまでは小学校であれば徒歩4キロメートル以内で通える学校というよう に距離だけが目安としてあったのですが、交通手段を利用して1時間以内とい う新たな目安が示されています。存続する側から見ると条件の緩和があったと 思えます。
- 委員 小規模校が検討対象となるんでしょうけど、地域代表として検討委員に入られている方は、小規模校に子どもを通わせている方ではないですよね。
- 事務局 委員については、小規模校に関係のある方という形で選んでいるわけではなく、様々な地域で活動を展開されていて、地域の中での学校というものがどうあるべきかというところに考えをお持ちの方ということでお願いをしたところでございます。
- 委員 児童生徒が数人しかいないようなところの地域の保護者の方などの意見を 聞く機会というのはあるのでしょうか。
- 事務局 この委員会で直接できるかどうかというのは分かりませんが、校長代表の中にも小規模校、離島での経験等を持っている校長もおりますので、小規模校・大規模校の実態を踏まえた意見等は聞けると思います。また、将来的に実際に特定の地域について検討していただくということになれば、当然その地域の方の意見を聞いてまいります。
- 教育長 検討委員の方々には日程の都合のつく範囲で県内の先進的な取組みをされている地域や本市の小規模校・大規模校も含めて見聞していただいて議論の具体化・活性化を図りたいというのが私の思いです。その辺りは予算の関係もありますので29年度になりますが。
- 委員 この学校規模適正化検討委員会は何年かおきにやるものですか。それとも今

回初めてでしょうか。

事務局 今回初めて設置いたしました。

- 委員 分かりました。30年には協議対象地域を検討するということですが、そこで改廃する学校を決定するという意味でしょうか。また、この委員がそれを検討するのでしょうか。それともこの委員はガイドライン的なものを決めるだけで、最終的な協議対象地域の検討や決定というのはまた別組織でやるのでしょうか。
- 事務局 この委員会では特定の学校をどうするかというところまで検討いただくことは考えておりません。方針等を示していただいて、その後はパブリックコメント等も踏まえまして、市教委として対象となるべき地域・学校等がございましたらその地域の皆さまのご意見も聞きながらどのような方法がよいかということを考えていきたいと考えております。
- 教育長 委員が30年度以降の協議対象地域の検討に何らかの形で加わっていく可能性はあるかと思いますが、この検討委員会は29年度までに基本方針、ある意味ガイドラインを作るまでのミッションを遂行するということです。
- 委員 委員が決定に関わらないということは基本であり、委員会自体は提言という 形で終わりであると思っています。そして、協議対象地域の検討はまた別組織 で協議するということだと思いますし、委員会のメンバーが協議対象地域の検討に入ることが適切かどうかという議論と、協議対象地域の検討は慎重な議論 を要するだろうということを意見として申し上げておきます。
- 教育長 要請があれば委員の方々もオブザーバー的な形で2年間の経緯を補足した りというような意味で申し上げましたので、今おっしゃったことは今後の計画 の進行において生かせるものだと思っております。

#### ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

#### (3) 中学校の保健分野の授業時間数に関する調査報告について

教育長 次に、報告事項(3)について、説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料(3)をご覧ください。「中学校の保健分野の授業時間数に関する調査報告」について、ご報告いたします。1の調査の経緯でございますが、東京都東村山市の中学校で、保健分野の授業が約10年間実施されていなかったことを受け、文科省が都道府県を通じて調査を行ったものでございます。2に記載してありますように、学習指導要領では、保健体育の授業時間数は、3年間で315時間以上、そのうち保健分野は48時間程度と定められており、今回の調査報告対象は、保健分野の指導時間数が40時間未満の学校でございました。これに該当する市立中学校が2校あったところでございます。両校とも保健分野として指導すべき内容は漏れなく指導していたものの、体育分野の指導に時数を多く割いていた状況でございました。4の調査後の対応でございますが、教育委員会としましては、該当2校への個別指導を、そして、6月22日の校長研修会において、保健体育に限らず、すべての教科・領域等

の授業時数の確保や適切な時数管理について、全体指導を行いました。また、 該当2校におきましては、卒業生については卒業が認められていることから追加授業等は実施いたしませんが、在校生については、指導計画を見直し、卒業 までに所定の授業時間数を確保する対応を行ってまいります。以上で報告を終わります。

教育長 この件に関しまして、委員の皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。 委員 40時間未満となっていますが、具体的には2校の実態はどのくらいなので しょうか。

事務局 2校のうち、1校が35時間、もう1校が33時間でございました。

委員 学校としては、指導すべき内容は網羅していたということですか。

事務局 はい。内容についてはすべて取り扱っていますが、ただ、例えば3時間程度 の計画のところを、2時間で指導していました。

委員 48時間程度となっているのに、33時間、35時間という授業数であった ということですが、48時間程度という指針を理解したうえで、自らの解釈で あえて33時間あるいは35時間にしたということですか。それともそもそも 指針を知らないでやっていたのか。

事務局 学校としては48時間程度ということは理解していて、体育分野に割いていたということでございます。

委員 今回は保健体育でしたが、他の教科でもこのような問題は起こりうるのでしょうか。

事務局 学期末と年度末に授業時数を全部把握しておりますので、時数に関しては、 全学校網羅しています。標準時数というものを超えているという形で報告がき ています。

委員 この35時間だとかは、標準時数は超えているのでしょうか。

事務局 標準時数は超えていますが、内容について、保健分野と体育分野とに差があるということです。

委員 保健体育でまとめて何時間かということですが、保健なのか体育なのかとい うところまでは、つきつめて把握しておられなかったということですか。

事務局 そのとおりでございます。3年間で315時間、1年で105時間で、その 105時間の内訳が3年間で重なって保健分野ですと、48時間程度必要とい うことです。保健体育の時間として1年間で105時間以上行っているという 把握はしておりました。

委員 個人的な感想といたしましては、48時間程度というこの指針も少し曖昧であると思います。普通、48時間程度と言われたら、48時間のプラスマイナス3時間くらいまでは許容できるかなと思いますので、今回の35時間は少なすぎるかなという印象は否めません。しかし、たとえば45時間以上とか、はっきりと示されていれば、それを理解したうえであえて減らすということはなかったのではないかと思います。それにしても10時間以上少ない。学校としては48時間程度ということは理解していたということでしたけれども、学内で科目の主任などの理解はどのようになっていたのでしょうか。

事務局 保健体育の教諭も管理職も48時間程度という標準時数から10時間以上 少ないことが「可」とされるものではないという認識はありました。体育分野 と保健分野ときっちり指導計画どおりに行われているかという時数の管理の部 分で今後しっかりした目配りをしていく必要があると校長などとも話をしたと ころです。

教育長 保健と体育の時間割は、高校では別の時間が設定されていますが、中学校では一緒なのですか。

事務局 はい。

教育長 それも時数が見えなくなる一つの原因ですね。

## ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

# (4) 鹿児島市出身のリオデジャネイロオリンピック日本代表選手について

教育長 次に、報告事項(4)について、説明をお願いします。

事務局 第31回オリンピック競技大会が、本年8月5日から21日に、ブラジルのリオデジャネイロで開催されます。この大会に本市出身の選手が日本代表として6人選出されましたので、ご報告いたします。1の表をご覧ください。上から、セーリング470級の今村公彦選手、水球男子の福島丈貴選手、近代5種男子の岩元勝平選手、7人制ラグビー男子の桑水流裕策選手、バレーボール女子の迫田さおり選手、陸上女子5,000メートルの上原美幸選手であります。なお、この6人という人数は、本市としては過去最高であります。今村選手と福島選手につきましては、記載のとおり市長表敬等が行われました。その他の選手につきましては、現在のところ未定となっております。6人の選手の晴れの舞台でのご活躍を期待し、報告を終わります。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。 (なしの声あり)



- (5) 市議会関係の審議結果等について
- (6) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 次に、報告事項(5)及び(6)について、説明をお願いします。

事務局 議案綴りの4ページをご覧ください。報告事項(5)の市議会関係の審議結果 等について、ご説明いたします。平成28年第2回市議会定例会が、6月14日から6月30日までの17日間開催されまして、6月30日の本会議におきまして、立元委員の2期目の任命について、同意をいただきました。本会議の個人質疑において、教育委員会関係では約90間の質疑がございまして、主な質問としましては、高校生に対する選挙権付与に関するもの、本市奨学金制度について制度対象の拡大や給付型奨学金を求めるもの、教育委員会制度改革に関連して市長事務部局との連携に関するものなどがあったところでございます。

また、6月23日の環境文教委員会において、6月の教育委員会定例会でご報告いたしました「教育委員会所管施設の指定管理者募集」「損害賠償請求」について報告したところでございます。以上が市議会関係の報告でございます。

続きまして、報告事項(6)の教育委員会関係の主な行事につきましてご説明 いたします。まず、兄弟都市等との交流といたしまして、大垣市との交流では、 中学生親善使節団の受入と派遣がございます。また、兄弟都市である鶴岡市と は、1年おきに交互に親善使節団を派遣しておりますが、今年度は鶴岡市の使 節団を受け入れることといたしております。次に、お手元にちらしをお配りし ておりますとおり、市立美術館におきまして、7月21日から9月4日まで、 特別企画展を開催することといたしております。次に、「青少年のための科学 の祭典 鹿児島2016」を科学館におきまして、7月23日、24日に行い ます。この期間中は入館料、観覧料とも無料となっております。次に、人権啓 発講演会につきましては、「トーク&ライブ~うつくしい、命~」と題しまし て、歌手の大島花子氏による講演がサンエールかごしまで7月30日に開催さ れます。次に、かごしま創志塾第1ステージを少年自然の家を拠点として7月 31日から8月7日の期間で行います。中学生17人、高校生7人の計24人 が参加予定です。次に、教育委員の皆様にご出席いただく第1回総合教育会議 を8月18日に市役所本館特別会議室において開催いたします。市長と意見を 交わしたいこと等ありましたら、後日でも事務局にお知らせください。次に、 鹿児島市教育講演会演題につきましては、「ことばの大切さ」と題しまして、 元NHKアナウンサーの山根基世氏による講演が市民文化ホールで8月23 日に開催されます。以上でございます。

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

## 7 協議事項

#### (1) 鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会について

教育長 次に協議事項(1) 鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会について、前回の 定例会でも説明をさせていただきましたが、ご意見を伺う時間がとれませんで したので、今回も協議事項としてあげさせていただきました。前回と重複いた しますが、説明をお願いします。

事務局 鹿児島県市町村教育委員会連絡委員会についてですが、これは県内の43市町村の市町村教育委員会をもって組織をされております。次に、2の新教育長制度移行に伴う教委連の役員等の選出につきましては、新教育長制度移行前は、役員は、教育委員長から選任されておりました。次に移行後の状況ですが、まだ制度移行をしていない経過措置の市町村については、教育委員長がそのまま役員をされておりますが、制度移行した市町村につきましては、新教育長又は教育委員の代表の方が役員をされるという形になっております。今後の体制の在り方については、教委連の幹事会等で協議することとしています。なお、方向性としましては、教委連が解散される場合と教委連が存続する場合の2つが

考えられます。特に教委連が存続する場合の課題につきましては、①教育長会との整合があります。教育長会も別に存在しておりますので、そのなかでどのような役割をとる形となるのかということです。また、②の運営体制につきましては、代表者、役員の選出をどのように行うのか。イの事務局ですが、現在会長の選出市として、鹿児島市が事務局を担っております。会長が他市から選出された場合の事務局を今後どうするかということが課題の一つとなっております。なお、今回追加をいたしました資料「各都道府県市町村教委連理事の選出に係る会則の一部改正について」は、全国市町村教育委員会連合会総会の資料として入手したものでございます。これまで理事は、「各都道府県市町村教委連の長をもってあてる」こととなっていましたが、この部分が、「代表(教育長又は、教育委員の代表)をもってあてる」というように、全国の組織の方では変更されているところでございます。以上でございます。

教育長

この会則の一部改正に関する資料によりまして、全国の教委連は役員を改正する中で、存続する道を見出そうとしている経緯が見られます。改正の理由のところにも書いてございます。かいつまんで申し上げますと、教育委員会の連合体ということですから、実質上、理事は教育委員長が担ってらっしゃって、旧教育委員会制度に応じて、教育長との会と教育委員長の会とがありました。前回お配りした資料の状況とは異なる部分もございます。前回お話しした時には、全国組織の役員の改正案がまだなかったために、このまま移行していくと教委連の存続も厳しいという予測がありました。しかし、その後の全国市町村教育委員会連合会総会でこのような改正が決まりましたので、教育長でも、あるいは教育委員の代表でも理事になりうるということになりました。このような2つの市町村教育委員会に関わる組織について、今後の県全体あるいは九州のレベルの会もございますので、ご意見等を賜って、参考になればと思います。

委員

教委連と教育長会は、依然として併存するのですか。今回、教委連理事の選出に係る会則の一部改正があって、理事は教育長又は教育委員の代表ということは表示されているわけですけれども、別途、教育長会と教委連が併存するのであれば、そこにはまた新たな矛盾が生じるという気がするのですけれども。

教育長

個人的にもそのように感じております。教育委員の代表ですので、職務代理者とも謳っていないんですよね。鹿児島県で申しますと、鹿児島県の市町村教育委員会連絡協議会の規約の中に教育長会の位置づけがあるものですから、鹿児島県で見ると上部組織は教委連の組織ということになりますね。本市には教育委員長がおりませんので、出水市の教育委員長が会長となって理事ということになっているのが現状であります。先程申し上げましたとおり、県の市町村の教育長方の考え方も様々な状況でございます。教委連がなくなることの教育委員の方の一番の不安は、研修の機会が失われるとのことではないかということです。教育長会に一本化された場合、これはもう教育長方の会なので、委員の会はどうなるのかという不安は伺ったことがあります。ただ、やはり法制の流れで行きますと、この二つの存続というのは、メンバーなど重複感がでてくるといかがなものかとは思います。

委員 このイメージですと、やはり今まで通りの市町村教育委員会連絡協議会の枠の中に、教育長会というものが含まれているという形ということですね。

教育長 そうです。

委員そのあたりが釈然としないというか、よくわかりませんね。

教育長 全国の都市教育長協議会と教委連が並んでしまう。ただ、都道府県に戻ると、 だいたいどこも連絡協議会の中に教育長会が含まれるという位置づけになって いると思います。時間はかかりますが、このような形で移行していきますとい うことです。教委連のあり方に関しては、今後も情報収集をしながら、また委 員の皆様にご相談して進めていきたいと思います。



## 8 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の日程のご案内をいたします。8月の定例会は、8月18日木曜日の午前9時30分からを予定しております。その後、教育委員会から市役所に移動していただきまして、11時から12時まで総合教育会議を予定しております。以上でございます。

# 9 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了させていただきます。 【以上】